

熊本競輪場グランドオープンに伴う広報業務委託
公募型企画提案（コンペ）方式の実施要領

標記の業務委託について公募型企画提案（コンペ）方式の手続きを実施しますので、次のとおり参加者を募集します。

1 業務の概要

（１）業務名

熊本競輪場グランドオープンに伴う広報業務委託

（２）業務内容

令和 6 年度（2024 年度）に施設再建および熊本地震以降 8 年ぶりとなる競技再開を果たした後、継続している実施している駐車場等の整備完了を経て迎えるグランドオープンにあたり、従来の競輪ファンのみならず、地域住民等に対し、地域資源としての熊本競輪場の存在をアピールし、新たな顧客層の獲得を目指すことを目的に、地元広告媒体を活用した広報を行う。

（３）履行場所

熊本市中央区水前寺 5 丁目 2 3 番 1 号 熊本競輪場

（４）履行期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）1 月 31 日まで

（５）提案金額の上限額

6,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

2 担当部局

〒862-0950 熊本市中央区水前寺 5 丁目 23 番 1 号
熊本市経済観光局スポーツ・イベント部競輪事務所
電話 096-383-5215
F A X 096-381-0430
電子メールアドレス keirin@city.kumamoto.lg.jp

3 スケジュール

実施公告	11 月 19 日（水）
企画コンペ参加表明書等交付期間	11 月 19 日（水）～11 月 25 日（火） 午後 5 時
参加表明書の提出期限	11 月 25 日（火）午後 5 時
質問書の提出期限	11 月 25 日（火）午後 5 時
質問書への回答	11 月 27 日（木）まで（予定）
企画提案書の提出期限	12 月 9 日（火）午後 5 時
審査会（対面式ヒアリング）	12 月 12 日（金）※時間については後日連絡

選定結果	12月12日（金）発送予定
契約締結	12月15日（月）予定

4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。

さらに、業種として、第1分類「(11) 広報・広告業務」・第2分類「①企画・制作」での登録をしていること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件コンペに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 本件コンペに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。本件コンペに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて（5）の要件を満たす者であること。

5 関係書類の配布

(1) 配布方法

熊本市ホームページに掲載するほか、「2 担当部局」で配布する。

なお、郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

(2) 配布期間

令和7年（2025年）11月19日（水）から令和7年（2025年）11月25日（火）午後5時まで

※熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元条例第32号）第1条に規定

する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

6 申請手続等

本件コンペの参加希望者は、以下に記載する必要書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- | | |
|---------------------|-----|
| ア 参加表明書（様式第 1 号） | 1 部 |
| イ 参加資格審査調書（様式第 2 号） | 1 部 |

(2) 提出期限

令和 7 年（2025 年）11 月 25 日（火）午後 5 時まで

(3) 提出先

2 の担当部局

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

ア 持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで。（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ 郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない）

(5) 参加資格審査の確認

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

(6) 参加資格がないと判断した者に対する理由の説明

ア 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない）以内に、市長に対して参加資格がないと判断した理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることが出来る。

イ 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して 5 日以内に、説明を求められた者に対し、書面により回答する。

(7) 参加表明書を提出後に都合により辞退したいときは、その旨を書面（様式は自由）で提出すること。

8 説明会

説明会等は実施しない。

9 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出方法

質問書（様式第 6 号）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。

ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

(2) 提出期間

令和 7 年（2025 年）11 月 19 日（水）から令和 7 年（2025 年）11 月 25 日（火）（休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出先

2 の担当部局

(4) 回答方法

令和 7 年（2025 年）11 月 27 日（木）までに熊本市ホームページに掲載する。

9 コンペに参加する者が 1 者である場合の措置

参加する者が 1 者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

10 企画提案書等の提出

6（5）の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出方法

ア 提出書類

(ア) 企画提案届（様式第 3 号）

(イ) 企画提案書（様式自由）

企画提案書の作成にあたっては、基本仕様書「5. 業務内容」の各項目について提案を行うこと。

提出書類の企画は A 4 版左とじ・横書き・片面とする。A 4 サイズより大きな書類がある場合は A 4 サイズに折り込むこと。

(ウ) 業務の実施体制（様式第 4 号）

(エ) 同種業務の実績（様式第 5 号）

(オ) 概算見積書（様式自由）

イ 提出期限

令和 7 年（2025 年）12 月 9 日（火）午後 5 時まで

郵送する場合は、令和 7 年（2025 年）12 月 9 日（火）までに必着のこと。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

ウ 提出部数

正本 1 部、副本 5 部とする。

正本 1 部は、添付書類を含め社名が分かるようにし、副本は、添付書類を含め、社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等は外すこと。業務実績についても社名が分かるような表現は行わないこと。（例えば社名を A 社とするなど）。

エ 提出先

2 の担当部局

1 1 企画提案書等のヒアリングの実施

(1) 実施日時

令和 7 年（2025 年）12 月 12 日（金）

(2) 実施場所

熊本市中央区水前寺 5 丁目 23 番 1 号

競輪事務所内

時間・会場は、別途指示するもの。

(3) 実施方法

対面による質疑応答形式

(4) ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(5) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、このコンペは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、コンペ手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時にヒアリングを行うものとし、コンペ手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このコンペ参加者のヒアリング実施項目は、全て 0 点として取り扱うものとする。

1 2 審査の方法等

(1) 審査の主体

「熊本競輪場グランドオープンに伴う広報業務委託候補者選定審査会設置要綱」に基づき「熊本競輪場グランドオープンに伴う広報業務委託審査会」にて行う。

(2) 審査の基準

「熊本競輪場グランドオープンに伴う広報業務委託選定基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、その中から審査会の議決により選定する。

(4) 審査結果については、企画提案参加全員に対して郵送にて通知する。

1 3 コンペ審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果（参加表明書等を提出した者の商号又は名称、参加資格の有無に関する審査結果、参加資格がないとした者はその理由、コンペ参加者の商号又は名称、コンペ参加者ごとの評価点及び契約候補者の商号又は名称を含む。）を担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

1 4 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。